

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第31条第1項
処分の概要	工事原因者への費用負担命令 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第31条第1項 海岸管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	道内において処分の先例がないことから、当面、処分基準は設定しない。